

寄附趣意書

謹啓

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さてこの度、私どもは、個人または家族による支え合い・助け合いを通して自分が主体となり自ら支える自助、地域活動や地域ボランティアによる地域ぐるみの福祉活動に参加することによる地域全体での支え合い・助け合う互助、社会保険制度や介護保険制度による共助、行政による支援の公助、この4つのすべてが連動する地域社会を構築したいと考え、特定非営利活動促進法に基づき、特定非営利活動法人 遠江 を設立する事と致しました。

特定非営利活動法人 遠江 の運営に際しましては、諸経費の節約を旨として、寄附金や会員の方からの入会費・年会費をもとに運営する所存でおりますが、何分にも活動資金は限られており、充実した運営をはかるためには、各方面からのご支援を得なければ難しい状況にあります。多岐多端の折、誠に恐縮ではございますが、何卒事情ご賢察のうえ、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

2015年4月吉日

特定非営利活動法人 遠江
理 事 長 市 川 明 壽

概要

1. 団体の名称

特定非営利活動法人 遠江

2. 事務所

〒433-8114 浜松市中区葵東二丁目25番8号 TEL:053-414-5550 FAX:053-439-0575

3. 団体の目的

この法人は、介護を必要とする高齢者、育児を必要とする子どもたちやその家族に対して、介護保険法及び児童福祉法等に基づく各種事業やスポーツを通じて心身の健康を図る事業などを行い、介護や育児、健康に関する不安を除去し、すべての人にとって住みやすい社会の形成に寄与することを目的とする。

4. 活動の種類

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会育成の推進を図る活動
- (3)子どもの健全育成を図る活動
- (4)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5)まちづくりの推進を図る活動
- (6)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

5. 事業の種類

- (1)介護保険法に基づく事業
- (2)健康保険法に基づく訪問看護事業
- (3)児童福祉法に基づく保育事業
- (4)ベビーシッター事業
- (5)生活支援サービス事業
- (6)介護や福祉に関する各種研修・講演会を開催・支援する事業
- (7)給食・配食サービス事業
- (8)要介護者及び要支援者に対して、介護用品や生活必需品を提供する事業
- (9)スポーツ大会など福祉・子育て・健康に関連する各種イベントを開催・支援する事業
- (10)福祉・介護関連の他団体やボランティアなどを支援する事業
- (11)その他この法人の目的を達成するために必要な事業